

大分県報

令和八年
号外（三二）
三月二十六日

（木曜日）

目次

規則

大分県公告式規則の一部改正……………	一
職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正……………	一
農林漁業普及指導手当支給規則の一部改正……………	三
大分県国民健康保険条例施行規則の一部改正……………	三
大分県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部改正……………	三
大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正……………	五
大分県特定都市河川浸水被害対策法施行細則の制定……………	五
大分県港湾施設管理条例施行規則の一部改正……………	一三

規則

大分県公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第二号

大分県公告式規則の一部を改正する規則

大分県公告式規則（昭和三十一年大分県規則第百三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「知事印を押さ」を削り、同条第二項中「見易い」を「見やすい」に、「かえる」を「代える」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布

する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則三号

職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「週休日（一）を「週休日等（一）に改め、「規定する週休日」の下に「及び条例第十五条第六項及び同条第九項において読み替えて準用する同条第八項の規定による勤務時間を割り振らない日」を、「いう。以下」の下に「この条及び次条において」を加え、「週休日」を「週休日等」に改める。

第六条第三項中「週休日等」の下に「又は休日等」を加え、同条第六項中「週休日」を「週休日等」に改める。

第十一条第一項中「第十二条の二に規定する休憩時間」を「休憩時間（第十二条の二に規定する休憩時間をいう。以下同じ。）」に改め、同項ただし書中「育児、介護若しくは通勤に關し特別な事情があると認められる職員又は」を削り、同条第二項中「第十五条第六項」を「第十五条第七項」に改める。

第十一条の三の次に次の四条を加える。

（条例第十五条第六項の規定による勤務時間の割振り等の基準等）

第十一条の四 知事は、勤務時間の割振り等（条例第十五条第六項の規定による勤務時間を割り振らない日（同項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第十二条第二項を除き、以下同じ。）の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下この条から第十一条の七までにおいて同じ。）を行う場合には、条例第十五条第六項の職員の申告（以下単に「申告」という。）を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に知事の定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

一 勤務時間を割り振らない日は、第十一条の七第一項に規定する単位期間（以下この号において「単位期間」という。）をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあつては、単位期間）につき一日を限度とすること。

二 勤務時間は、一日につき四時間以上十二時間以下とすること。

三 前二号の規定にかかわらず、休日その他知事の定める日については、七時間四十五分

の勤務時間を割り振ること。

四月曜日から金曜日までの午前十時から午後三時までの時間帯は、休憩時間を除き、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

五 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

（条例第十五条第六項の規定による勤務時間の割振り等の申告）

第十一条の五 申告は、前条に定める基準に適合するように、希望する勤務時間を割り振らない日並びに始業及び終業の時刻並びに第十一条の七第一項各号のいずれに該当する職員として申告するかを明らかにしてしなければならない。

（条例第十五条第六項の規定による勤務時間の割振り等の変更）

第十一条の六 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。

- 一 申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。
- 二 勤務時間の割振り等を行つた後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、知事の定めるところにより変更するとき。

（単位期間等）

第十一条の七 条例第十五条第六項の任命権者が定める期間（第三項において「単位期間」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 次号に掲げる職員以外の職員 四週間（四週間では適正に勤務時間の割振り等を行うことができない場合として知事の定める場合にあつては、知事の定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）
- 二 次のいずれかに該当する職員（以下この条において「育児介護等職員」という。）であつて、当該職員として申告をしたもの 一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間
- イ 中学校就学の始期に達するまでの子（条例第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）、中学校に就学している子（特別支援学級に在籍する者に限る。）又は特別支援学校に就学している子を養育する職員
- ロ 要介護者を介護する職員
- ハ イ又はロに掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として知事が定める職員

2 知事は、育児介護等職員として申告をした職員について、育児介護等職員に該当する事

由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出等を求めることができる。

3 育児介護等職員として申告をして勤務時間の割振り等を行われた職員は、育児介護等職員に該当しないこととなつた場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。この場合においては、当該勤務時間の割振り等に係る単位期間の末日までの間、引き続き、その該当しないこととなつた直前の当該単位期間に係る勤務時間の割振り等によることができるものとする。

第十二条第一項中「第十五条第七項」を「第十五条第八項（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項第三号において同じ。）」に、「同項」を「条例第十五条第八項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、週休日の振替等（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替等を行つた後において、週休日又は勤務時間を割り振らない日（条例第十五条第六項及び同条第九項において読み替えて準用する同条第八項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。）が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間が割り振られた日が引き続き二十四日を超えないようにするものとする。

一 週休日の振替（条例第十五条第八項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

二 勤務時間を割り振らない日の振替（条例第十五条第九項において読み替えて準用する同条第八項の規定に基づき勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

三 四時間の勤務時間の割振り変更（条例第十五条第八項の規定に基づき四時間の勤務時間が割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

第十二条の三第二号中「（条例第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。別表第二において同じ。）」を削る。

附則第三項を削る。

別表第二の十九の項の原因の欄に次のように加える。

二 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発

達支援の利用に係る付添いを行う場合

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

農林漁業普及指導手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第四号

農林漁業普及指導手当支給規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当支給規則（平成十七年大分県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「週休日」の下に「並びに同条第十五条第六項及び同条第九項において読み替えて準用する同条第八項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

大分県国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第五号

大分県国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大分県国民健康保険条例施行規則（平成三十年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「介護納付金納付金の額」の下に「、子ども・子育て支援納付金納付金の額」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

大分県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第六号

大分県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部を改正する規則

大分県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和四十年大分県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項中 父子福祉資金完了届 を 父子福祉資金事業等完了届 に改める。

「母子 寡婦」 「母子 寡婦」

第八条第二項中 父子福祉資金貸付減額通知書 を 父子福祉資金貸付金減額通知書 に改める。

「母子 寡婦」 「母子 寡婦」

第十二条中「借用書」を 父子福祉資金借用書 に、「さきに」を「先に」に改める。

「母子 寡婦」 「母子 寡婦」

第十七条の三中 父子福祉資金繰上償還申出書 を 父子福祉資金償還金繰上償還申出書 に改める。

「母子 寡婦」 「母子 寡婦」

第二十二条の見出しを「（督促）」に改め、同条中「督促状」を 父子福祉資金償還金督促状 に改める。

「母子 寡婦」 「母子 寡婦」

第二十二条の二中 父子福祉資金貸付金償還完了通知書 を 父子福祉資金償還完了通知書 に改める。

「母子 寡婦」 「母子 寡婦」

第二十三条を次のように改める。

「母子 寡婦」 「母子 寡婦」

「母子 寡婦」 「母子 寡婦」

「母子 寡婦」 「母子 寡婦」

「母子 寡婦」 「母子 寡婦」

「母子 寡婦」 「母子 寡婦」

「母子 寡婦」 「母子 寡婦」

令和八年三月二十六日

大分県報号外（規則）

(書類の經由)

第二十三条 第二条、第十七条第一項、第十七条の二第一項及び第十七条の三の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出する者が居住する区域を所管する保健所長を經由しなければならない。ただし、当該書類を提出する者が居住する区域が市である場合は、この限りでない。

2 第十七条第二項、第十七条の二第二項及び第二十二條の二の規定により知事が申請者又は借主等に交付し又は返還する書類は、それぞれそれらの者が居住する区域を所管する保健所長を經由するものとする。ただし、それらの者が居住する区域が市である場合は、この限りでない。

第一号様式(その一)中	町 村 受 付 印	福祉事務所受付印	子ども・
-------------	-----------	----------	------

家庭支援課受付印	福祉事務所受付印	子ども・家庭支援課受付印	子ども
----------	----------	--------------	-----

「(本人自署)や証書」	母子・父子 家庭になつ た日	年月日	や	母子・父子 家庭になつ た日	年月日
-------------	----------------------	-----	---	----------------------	-----

に改め、回覧式の注や証書。

第二号様式中 寡婦	父子福祉資金法定代理人の貸付同意書	や	法定代理人の貸付同意書
--------------	-------------------	---	-------------

に、「なっている」や「なっている」に改める。

第七号様式中 寡婦	父子福祉資金結婚予定証明書	や	「結婚予定証明書」に改める。
--------------	---------------	---	----------------

第十一号様式中 寡婦	父子福祉資金事業完了届	や	父子福祉資金事業等完了届	に、「かか
---------------	-------------	---	--------------	-------

る」を「添る」に改める。

第十三号様式中 寡婦	父子福祉資金貸付減額申出書	や	父子福祉資金貸付金減額申出書
---------------	---------------	---	----------------

福祉事務所經由 貸付決定番号第	番号	資金
--------------------	----	----

貸付金の種類	資金
貸付番号	第 号

第十四号様式中 寡婦	父子福祉資金辞退承認書	や	父子福祉資金貸付辞退承認書	に
---------------	-------------	---	---------------	---

子福祉資金貸付金	や	父子福祉資金貸付け	に改める。
----------	---	-----------	-------

第十五号様式中 寡婦	父子福祉資金減額通知書	や	父子福祉資金貸付金減額通知書	に改
---------------	-------------	---	----------------	----

福祉事務所經由 貸付決定番号第	号	貸付金の種類
--------------------	---	--------

貸付金の種類	資金
貸付番号	第 号

資金	や	回覧式の注や証書。
----	---	-----------

第二十二号様式中	父子福祉資金貸付停止通知書	や	父子福祉資金交付停止通知書
----------	---------------	---	---------------

寡婦

寡婦

「貸付停止した」や「交付停止した」は、「貸付停止理由」や「交付停止理由」に改める。

「母子

「母子

第三十四号様式中
父子福祉資金支払猶予不承認通知書
寡婦

予不承認通知書 に改める。

第四十一号様式中「第19条」や「第18条」に改める。

第四十三号様式中

福祉事務所経由	
貸付決定番号	第 号

を削り、

変更事項	新
------	---

旧

を

貸付番号	第 号
変更事項	新
旧	旧

に改める。

第四十四号様式中「(白署)」を削る。

第四十九号様式中

福祉事務所経由	
貸付決定番号	第 号

を削り、

資格喪失年月日	年
---------	---

月 日

を

貸付番号	第 号
資格喪失年月日	年 月 日

に改める。

第五十号様式の(裏面)中「なくした」や「無くした」は、「あて」や「宛て」は、「納入相談等されなかつた」や「納入相談等されなかつた」は、「10.75パーセント」や「年3パーセント」は、「かかります」や「掛かります」は、「ご連絡ください」や「御連絡ください」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第七号

大分県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

大分県環境影響評価条例施行規則(平成十一年大分県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 環境影響評価その他の手続の特例等(第六十六条―第七十二条)」を「

第七章 環境影響評価その他の手続の特例等(第六十六条―第七十二条)」に改める。

第八章 雑則(第七十三条)

本則に次の一章を加える。

第八章 雑則

(環境影響評価に係る書類等の公開の期間)

第七十三条 条例第五十五条の規則で定める期間は、同条各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める書類について同条の規定による同意を得た日から起算して三十年を経過する日までの期間とする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

大分県特定都市河川浸水被害対策法施行細則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第八号

大分県特定都市河川浸水被害対策法施行細則

(趣旨)

第一条 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。)の施行については、特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第六十八号)、特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成十六年国土交通省令第六十四号。以下「省令」という。)及び大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例(令和八年大分県条

例第二十二号）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

（計画説明書及びその添付図書）

第三条 省令第十六条第二項の計画説明書は、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書（第一号様式）によるものとする。

2 前項の雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書には、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の工事工程表を添付しなければならない。

（雨水浸透阻害行為協議書の添付図書）

第四条 省令第十六条第一項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

2 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により添付する図書について準用する。

（雨水浸透阻害行為の変更の許可の申請書等）

第五条 法第三十七条第二項の申請書は、雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（第二号様式）によるものとする。

2 法第三十七条第三項の規定による届出は、雨水浸透阻害行為変更届出書（第三号様式）により行わなければならない。

3 法第三十七条第四項において準用する法第三十五条の協議は、雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（第二号様式）により行わなければならない。

4 第一項及び前項の雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書のうち法第三十一条第一項各号に掲げる事項の変更（法第三十七条第一項ただし書に該当するものを除く。）に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

5 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により添付する図書について準用する。

（雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出）

第六条 法第三十条の許可（法第三十七条第一項の規定による許可を含む。以下この条、次条及び第十条において同じ。）を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、速やかに、雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書（第四号様式）により、知事に届け出なければならない。

（工程の終了の報告）

第七条 法第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が次に掲げる工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了の日前三日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

一 地下構造を有する雨水貯留浸透施設の設置

二 前号に掲げるもののほか、あらかじめ知事が指定する工程

（雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書）

第八条 省令第二十六条第一項の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面（縮尺二千五百分の一以上のものに限る。）

二 雨水貯留浸透施設の構造の詳細図（縮尺五百分の一以上のものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書）

第九条 省令第二十六条第二項の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類

二 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあつては、廃止時の当該土地の現況地形図（縮尺二千五百分の一以上のものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証の交付）

第十条 知事は、法第三十八条第二項の規定による検査の結果、当該雨水浸透阻害行為に関する工事が法第三十二条の政令で定める技術的基準に適合すると認めるときは、雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証（第五号様式）を法第三十条の許可を受けた者に交付するものとする。

（標識の様式）

第十一条 次の各号に掲げる標識は、当該各号に定める様式によるものとする。

一 法第三十八条第三項の標識 第六号様式

二 法第四十一条第三項の標識 第七号様式

三 法第四十五条第一項の標識 第八号様式

四 法第五十四条第一項の標識 第九号様式

五 法第七十三条第三項の標識 第十号様式

（身分証明書の様式）

第2号様式（第5条関係）

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者（協議者）

住所
氏名〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項
第37条第4項において准用する同法第35条

の規定により、雨水浸透阻

害行為の許可を受けた事項の変更について協議
許可を申請します。

協議

変更に係る事項	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称				
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積				(㎡)
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要				
	4	対策工事の計画の概要				
変更の理由	雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日	第 号		
	伴い工事の計画の変更する事項に	1	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日		年 月 日	
		2	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日		年 月 日	
		3	対策工事の着手予定年月日		年 月 日	
	4	対策工事の完了予定年月日		年 月 日		
その他必要な事項						
※ 受付番号		年 月 日	第 号			
※ 変更の許可に付した条件						
※ 変更の許可番号		年 月 日	第 号			

- 注1 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更しようとする事項について、変更後のものを記載すること。
- 2 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 3 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第3号様式（第5条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住所
氏名〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日	第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変 更 後	年 月 日	
		変 更 前	年 月 日	
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変 更 後	年 月 日	
		変 更 前	年 月 日	
	対策工事の着手予定年月日	変 更 後	年 月 日	
		変 更 前	年 月 日	
	対策工事の完了予定年月日	変 更 後	年 月 日	
		変 更 前	年 月 日	
	変更の理由			
	その他必要な事項			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第4号様式 (第6条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

大分県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第6条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日	年 月 日
対策工事の着手（予定）年月日	年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
工事施工者（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所
	氏名
連絡場所	（電話番号）
	現場管理者の氏名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第5号様式 (第10条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

様

大分県知事



次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許可番号	年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所
	氏名

第6号様式（第11条関係）

第7号様式（第11条関係）

90センチメートル

雨水貯留浸透施設

大分県

施設の名称
検査済証番号
施設の容量又は規模及び構造の概要
大分県知事の許可を要する行為
施設の管理者及び連絡先
標識の設置者及び連絡先
<input type="checkbox"/> この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難い場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

特定都市河川浸水被害対策法による命令
（雨水浸透阻害行為に関するもの）の公示

命令を受けた者の住所及び氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定都市河川浸水被害対策法第41条第1項の規定により、
を命じた。

年 月 日

大分県知事



第8号様式（第11条関係）

90センチメートル

保 全 調 整 池	大 分 県
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>名称</p> <p>指定番号</p> <p>容量及び構造の概要</p> <p>大分県知事への届出を要する行為</p> <p>保全調整池の管理者及び連絡先</p> <p>標識の設置者及び連絡先</p> </div>	
<p>○ この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第44条第1項の規定により指定されたものです。</p>	

70センチメートル

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

第9号様式（第11条関係）

90センチメートル

貯 留 機 能 保 全 区 域	大 分 県
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>名称</p> <p>指定番号</p> <p>位置</p> <p>貯留機能保全区域の管理者及び連絡先</p> <p>標識の設置者及び連絡先</p> </div>	
<p>○ この貯留機能保全区域は、特定都市河川浸水被害対策法第53条第1項の規定により指定されたものです。</p>	

70センチメートル

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

第10号様式（第11条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令
（浸水被害防止区域に関するもの）の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定都市河川浸水被害対策法第 73 条第 1 項の規定により、
を命じた。

年 月 日

大分県知事



第11号様式（第12条関係）

（表面）

第 号 立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日

年 月 日生

年 月 日交付

年 月 日限り有効

写 真

大分県知事



（裏面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無
特定都市河川浸水被害対策法第 42 条第 2 項	
特定都市河川浸水被害対策法第 74 条第 2 項	
特定都市河川浸水被害対策法第 77 条第 5 項	

大分県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第九号

大分県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

大分県港湾施設管理条例施行規則（昭和五十一年大分県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「の利用の許可を受けた者及び」を「及び別府港駐車場（機械により入退場が管理されるもの）の利用の許可を受けた者（月を単位とする利用の許可を受けた者を除く。）並びに」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十六日

大分県報号外（規則）